

がん対策の推進について

平成21年度当初予算額	237億円(20年度予算 236億円)
1次補正予算案(☆)	237億円
補正後予算案	473億円

基本的な考え方

○ 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進。

1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

61億円(54億円)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 | 7億円(3.1億円) |
| ・がん医療専門スタッフの研修 | |
| 新規・専門医師の育成体制の構築 | 3.8億円 |
| (2) がん診療連携拠点病院の機能強化 | 54億円(31億円) |
| 拡充・拠点病院の単価の増加 がん登録実務者 1人→2人 | 24億円 |
| (3) 国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進 | |

2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

7億円(6.5億円)

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進 | 5.6億円(4.5億円) |
| ・インターネットを活用した専門医の育成 | |
| ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修 | |
| 新規・都道府県がん対策重点推進事業(緩和ケア研修部分) | 2.5億円 |
| ・緩和ケアに資する技術研修による医療従事者の育成 | |
| ・医療用麻薬の適正使用の推進 | |
| (2) 在宅緩和ケア対策の推進 | 1.3億円(2億円) |
| ・在宅緩和ケア対策の推進 | |
| ・在宅ターミナルケア研修等の実施 | |

3. がん登録の推進

0.3億円(0.3億円)

- ・院内がん登録の推進
- ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

306億円(83億円)

- | | |
|--|--------------|
| (1) がん予防・早期発見の推進 | 277億円(44億円) |
| ① がん予防の推進と普及啓発 | |
| ・普及啓発関連経費 | 8.8億円(2.7億円) |
| がん対策情報センターによるパンフレット等の作成 | |
| 新規 企業との連携によるがん検診の受診促進 | 2.8億円 |
| ☆ 新規/拡充 女性の健康支援対策 | 11.5億円 |
| ・肝炎等克服緊急対策研究 | |
| ② がんの早期発見と質の高いがん検診の普及 | |
| 新規・がん検診受診率向上に向けた実施本部の設置 | 0.9億円(0億円) |
| ・マンモグラフィ検診従事者の技能向上 | |
| ・乳がん用マンモコイル緊急整備事業 | |
| ☆ 新規・女性特有のがん検診推進事業 | 216億円 |
| (2) がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備 | 19億円(18億円) |
| 新規/拡充・がん対策情報センターによる情報提供及び支援事業の充実 | 18億円(17億円) |
| (3) がん医療水準均てん化の促進 | 11億円(22億円) |
| 新規・都道府県がん対策推進計画の目標達成を実現するため、重点的に取り組む施策に対する支援 | 6.9億円 |

5. がんに関する研究の推進

99億円(91億円)

○ がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ☆ 新規・早期承認に向けた治験データにおける民族的要因の解明 | 2.3億円(0億円) |
| ☆ 拡充・国立がんセンター臨床開発センター経費 | 17.3億円(7.3億円) |

平成21年度1次補正予算(案)

23,659百万円

⑨ (1) 女性特有のがん検診に対する支援 21,611百万円

- ・ 子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性に対して、検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付する。

補助先：市区町村

補助率：10/10

対象経費：検診費、事務費

⑩ (2) 女性の健康支援の拡充 808百万円

- ・ 女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充(30カ所→100カ所)する。

委託先：都道府県、保健所を設置する市、特別区

事業例：①事業実施のための企画・評価検討会

②地域における女性の健康に関する実態調査

③自らが行う健康管理のための情報面での支援

④若年女性のための健康教育パッケージ実施

⑤若年期、更年期などの女性を対象とした健康相談

⑥支援要員への研修

⑦がん予防の取組と連携した事業展開

⑪ (3) 国立がんセンター臨床開発センター経費 1,240百万円

- ・ がんについて、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

この他、「国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等」、「がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化」においても、がん対策に関連する事業の実施が可能となっています。